

## 大和高田市子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)に係る任意接種助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、子宮頸がん予防ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した者であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンに係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成を行うに当たり、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日現在において、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること。
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。
- (4) 助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。
- (5) 本市以外の市区町村から同種の費用の助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して助成金を交付することができる。

(助成額の支給等)

第3条 市長は、第5条の規定により、助成金の交付を行うことを決定した者に対し、前条第1項第3号に規定する任意接種に係る実費相当額（以下「助成額」という。）を支給するものとする。

2 助成額は、任意接種を行った医療機関に対し支払った接種費用（任意接種に直接要した費用をいい、任意接種を受けるに当たって要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等は除く。）とし、別表1に定める額を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合は、助成額は、別表2に定める額を上限とする。

(助成の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)に係る任意接種助成金交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、助成金の交付を受けようとする者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合は、子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)に係る任意接種助成金交付申請用証明書(様式第2号)の提出をもって第2号に掲げる書類等に代えることができる。

(1) 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証する書類(原本に限る。)

(2) 母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等助成金の交付を受けようとする者のHPVワクチンの任意接種記録が確認できる書類の写し

(3) 申請者本人であることを証する書類(申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類に限る。)

(4) 代理人が申請等を実施する場合は、委任状(様式第1号裏面)及び代理人本人であることを証する書類(代理人の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類に限る。)

(5) 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)に係る任意接種助成金交付請求書(様式第3号)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、令和7年3月31日までとする。ただし、災害その他やむをえない事由により、助成金の交付を受けようとする者が申請することができない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査の上交付の可否を決定するものとする。

(交付方法)

第6条 助成金の交付は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(取消し等)

第7条 市長は、第2条第1項各号に掲げる要件に該当しないことが判明した者又は偽り  
その他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、第5条の規定に基づく決定の  
全部又は一部を取消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第9条 市長は、助成金の交付決定のための調査又は過去に決定した助成金の交付に係る  
調査のために特に必要と認めるときは、子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)に係  
る任意接種助成金交付申請書(様式第1号)で取得している同意の範囲内で、官公署そ  
他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行う  
ことができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に係る事務の実施に必要な事項は  
市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、効力を失う。
- 3 この要領の失効前に第4条第1項に基づく申請をした者又は第4条第2項ただし書き  
の規定に基づく申請期限の延長を認められた者に対するこの要領の規定の適用につい  
ては、前項の規定にかかわらず、この要領の失効後も、なおその効力を有する。
- 4 この要領に基づき交付された助成金については、第7条から第9条までの規定は、第  
2項の規定にかかわらず、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

接種日の属する年度	助成額の上限(事務費等を含む)
平成 2 5 年度	15,780 円
平成 2 6 年度	15,560 円
平成 2 7 年度	15,560 円
平成 2 8 年度	15,580 円
平成 2 9 年度	15,580 円
平成 3 0 年度	15,580 円
令和元年度 (4 月から 9 月)	15,580 円
令和元年度 (10 月から 3 月)	15,863 円
令和 2 年度	15,863 円
令和 3 年度	15,863 円

別表 2 (第 3 条関係)

接種日の属する年度	助成額の上限(事務費等を除く)
平成 2 5 年度から令和 3 年度	12,000 円